

# マイナ保険証をご利用ください

健康保険証はマイナンバーカード（マイナ保険証）へ移行し、令和6年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります。

## マイナ保険証の利用で4つのメリット



### データに基づくより良い医療

マイナ保険証で受付し、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診等の情報を医師・薬剤師等が確認できることから、より良い医療が受けられます。



### 手続きなし！

### 高額療養費の限度額を超える支払免除

マイナ保険証で受付し、情報提供に同意することで、事前に役場で「限度額適用認定証」を申請しなくても、公的医療保険が適用される診察に対しては限度額を超える支払いは発生しません。



### マイナポータルで 確定申告時に医療費控除が簡単

今までのように医療費の領収書の管理・保管をしなくても、マイナポータルで医療費通知情報の管理が可能となり、e-Taxに連携することでデータを自動入力することができ、医療費控除申請が簡単になります。



### 医療現場で働く人の負担を軽減

マイナ保険証で受付し、情報提供に同意することで、現在処方されているお薬や特定健診情報も正確かつスムーズに共有でき、患者さんへの問診など業務の効率化が図られます。また、保険資格情報も自動で取得でき、事務負担の軽減にも繋がります。

医療費控除の入力方法 ( YouTube )



← PC 申告用



スマホ申告用⇒



マイナンバーのPRキャラクター  
「マイナちゃん」

## 休日窓口の実施

上記のことから、仕事などの理由により、役場窓口に来ることができない方のため、月に一度窓口を開けますので、次のような方はぜひ、ご利用下さい。

を作っていない方

## マイナンバーカード

を作ったけれど、保険証と連携していない方

を作って、更新案内通知が届いたけれど、更新をしていない方

※更新していないマイナンバーカードは、マイナ保険証として利用できません。

日にち	9月8日(日)	10月6日(日)	11月10日(日)	12月8日(日)
時間	8時30分～12時00分の午前中となります。			
連絡先	もし、ご都合が合わない方は、担当の住民課住民グループ TEL32-2031 までご相談願います。			